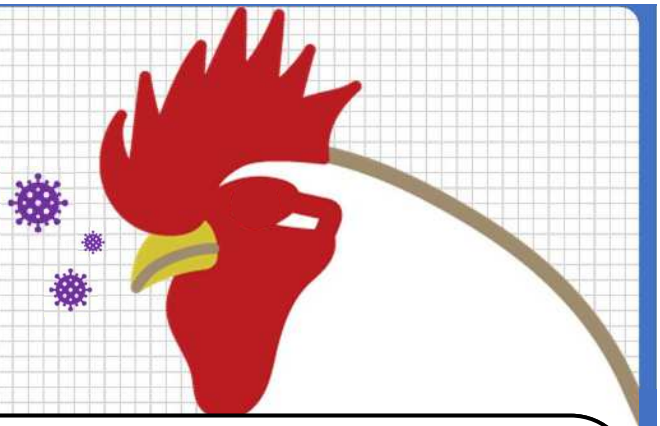
対策のポイント

高病原性鳥インフルエンザ



- 渡り鳥の飛来により、今シーズンも**高病原性鳥インフルエンザウイルスが我が国に侵入するリスクは極めて高い**状況です。
- 本病の発生を予防するため、**地域におけるリスク低減対策**を推進し、いま一度、**農場におけるウイルス侵入防止対策**を強化しましょう。

農場における発生予防対策

農場へのウイルス侵入防止対策の強化

飼養衛生管理の基本的な管理項目を**毎月点検**し、**不備があれば改善**。

人、物、車両の入出時対策

- 衛生管理区域**専用の衣服や靴**の使用。
- 着用前後で**交差のない動線、明確な境界**を確保。
- 適切な車両消毒、手指消毒の実施。
- **家きん舎ごとの専用の靴**の使用。

野生動物の侵入防止、誘引防止

- 畜舎の壁、防鳥ネット等の**破損修繕**。
 →特にネコ、イタチ、カラス等の侵入を防止
- ねずみ及び害虫の**駆除**
- 鶏卵・鶏糞の搬出口に**覆い**を設置。
- 餌置場の清掃、死体や廃棄卵の適切な処理など**誘引を防止**。

重点対策期間

渡り鳥の飛来が本格化する前の９月中には防疫体制を整備。
10月から翌年5月までは特に**警戒を強化**。
11月から翌年１月までは重点対策期間。

健康観察と異状の早期発見

家きん所有者は毎日の健康観察を入念に行い、異状を認めた場合は速やかに管轄の**家畜保健衛生所に届け出**。

（通報の遅れは、手当金の減額等に繋がる可能性があります。）

野鳥・野生動物対策

- 農場周辺のため池は、水抜きや忌避テープの設置等により**野鳥の飛来を防止**
- 農場周辺にカラス等の野鳥を誘引する施設や生息に適した環境がある場合は解消
- 野鳥等への安易な餌やり等の中止

近年の発生地域ではリスクが高いことを認識し、特に重点的に対策を徹底。

家畜保健衛生所、産業動物獣医師など第三者の視点も活用して対策を向上させましょう。



MAFF 農林水産省

飼養家きんの異状を見つけた場合は、最寄りの家畜保健衛生所に連絡。

家畜保健衛生所
TEL

農林水産省HP
「鳥インフルエンザに関する情報」→

令和７年度シーズンの疫学調査を踏まえて

MAFF 農林水産省

高病原性鳥インフルエンザ対策強化のポイント

昨シーズン発生事例の傾向

- 過去に発生した農場での再発事例が確認
- 大規模農場での発生が多数確認

⚠ 過去シーズンの発生傾向を踏まえ以下の取組を実施

01 塵埃対策の実施

ウイルスに汚染された粉塵（じん）、羽毛等（塵埃（じんあい））によるウイルス伝播リスク低減のため飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は以下のような取組を実施する。（令和８年10月１日施行）

フィルター・不織布の設置





細霧装置の設置



入気口の一部閉鎖



等

02 再発・密集地域等における発生リスク低減に向けた取組

高病原性鳥インフルエンザの発生リスクが高い地域を予め大臣指定地域として指定し、地域内の農場は地域内での発生に備えた準備や野鳥誘引防止対策等の取組を実施する。

地域内での発生に備えた準備

- 地域内での発生に備えて家きん舎周辺を消毒するのに十分な量の消毒薬を各農場が備蓄
- 地域内で発生した際に各農場が塵埃対策を実施できるよう準備

地域一体となった対策の実施

- 農場周辺の野鳥生息状況等の把握
- 把握した情報に基づいた周辺環境におけるウイルス低減対策の検討および実施

農場内での野鳥誘引防止対策の実施例



池の周囲にネットを設置



水抜き

03 分割管理導入の検討

⚠

- 飼養規模が20万羽を超える大規模所有者は分割管理の導入に向けて具体的な検討を実施する。
- 分割管理を導入する場合には、家畜保健衛生所の確認を受け、指導に従う。

04 誘導換羽中も警戒を徹底

⚠

- 誘導換羽中は毎日の健康観察を注意深く行い、少しでも異常を感じた場合には、躊躇せずに家畜保健衛生所へ連絡を。
- 農場が制限区域内に入った場合には、制限区域が解除されるまでの間は、誘導換羽実施の見合わせ検討を。

ため池堤体（堤体上及び下流側法面）の消毒について（高病原性鳥インフルエンザ対策事例）

（別添2）

○ 高病原性鳥インフルエンザの疑似患畜が確認された養鶏場周辺には、多数の渡り鳥が飛来する農業用ため池が点在。

○ 香川県畜産課から委託を受けて、県内のため池情報を豊富に有する「香川ため池保全管理サポートセンター」（香川県土地改良事業団体連合会）が養鶏場周辺のため池堤体上及び下流側法面の消毒作業を実施。

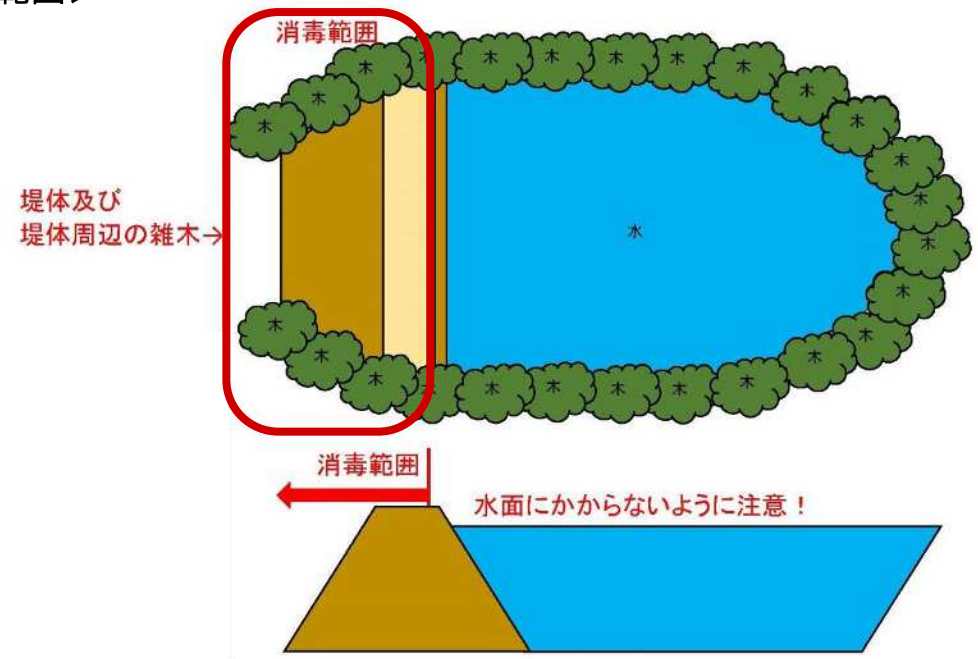
＜実施方法＞

・事前にため池管理者等への了解を得た上で、１班２名の２班体制で実施
・ため池水面への消毒薬散布は避けるとともに、周辺農地へ影響が無いよう留意
・養鶏場での発生から約１か月間、週１回の実施を継続

＜費用負担＞

・消毒薬、防護服、動力噴霧器は、全て県から支給・貸与されたものを使用
・人件費、車両費は国の消費安全対策交付金を活用し、終了後に県で精算払

＜消毒範囲＞







＜消毒作業状況＞